

高齢者等肺炎球菌感染症予防接種費用償還払いについて

高齢者等肺炎球菌ワクチン予防接種対象者が、市外の医療機関（施設）に長期入院（入所）している等、やむを得ない事情があり、小樽市が事前に医療機関に接種依頼書の交付を行っていることを条件として、自己負担額の全部又は一部を償還いたします。（上限額あり）

対象者

■市外の医療機関等に長期入院（入所）している方で、小樽市が事前に「高齢者等肺炎球菌感染症予防接種依頼書」の交付を行っていること

申請する場所

■保健所保健総務課

申請に必要なもの

- ① 領収書の本書（医療機関発行で肺炎球菌ワクチンを接種したことがわかるもの）
- ② 接種済証
- ③ 印鑑
- ④ 振込先の口座番号がわかるもの（通帳など）
- ⑤ 本人確認のできるもの（マイナンバーカード、運転免許証又は健康保険証）
（生活保護受給世帯は生活保護手帳）

※郵送で申請の場合は、申請書に記入・押印の上、必要書類を添付してください。
（郵送の場合、②、④、⑤は写し可）

その他

■接種日から1年以内に申請を完了してください。

■申請してから償還まで日数がかかります。

■償還額は、下のとおりです。

	償還額 （限度額は右のとおり）	左の限度額
市民税非課税世帯	自己負担額	8,144 円
生活保護受給世帯		
市民税課税世帯	自己負担額－3,500 円	4,644 円